

訪問介護事業所みぎわホーム 介護予防・日常生活支援総合事業

第1号訪問事業（サービスA）重要事項説明書

様に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人南町田ちいろば会
主たる事務所の所在地	〒194-0005 町田市南町田四丁目10番38号
代表者（職名・氏名）	理事長 川勝 高宏
設立年月日	1981年（昭和56年）10月27日
電話番号	042-796-1521

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問介護事業所 みぎわホーム	
サービスの種類	第1号訪問事業（サービスA）	
事業所の所在地	〒194-0005 町田市南町田四丁目10番38号	
電話番号	042-796-1288	
指定年月日・事業所番号	平成14年11月1日 指定	1373201506
管理者の氏名	川島 政美	
事業の実施地域	町田市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（サービスA）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、調理、洗濯や掃

除、買い物等の家事でご本人のできない部分をお手伝いするサービスです

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前9時から午後6時まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
従事者	常勤 0人 非常勤 2人（以上）
うち介護福祉士	常勤 1人（以上） 非常勤 0人
うち介護職員初任者研修等修了者 （ヘルパー2級）	常勤 0人 非常勤 2人（以上）
うちまちいきヘルパー養成研修修了者	常勤 0人 非常勤 0人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

訪問事業責任者の氏名	柴原 ゆき
------------	-------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は別紙のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割から3割の額です。（別途利用総単位に処遇改善加算 13.7 パーセントが加算されます）ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（2）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日午後5時まで	無料
利用予定日の前日午後5時以降	1,000円

(3) 支払い方法

①銀行口座引落とし

利用月末締め料金合計金額の請求書を、翌月の 25 日頃までにお送りいたします。
利用月の翌々月の 8 日に引落としとなります。

②銀行口座振込み

利用月末締め料金合計金額の請求書を、翌月の 25 日頃までにお送りいたしますので、末日までに所定の口座へお振り込み下さい。

(振込先)

きらぼし銀行 南町田支店 普通預金 0579866

社会福祉法人南町田ちろば会 理事長 川勝 高宏

③現金支払い

利用月末締め料金合計金額の請求書を、翌月の 25 日頃までにお送りいたしますので、末日までにお支払い下さい。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の高齢者支援センター及び町田市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	苦情受付窓口 (担当者) 柴原 ゆき 苦情解決責任者 川島 政美 電話番号 042-796-1288 受付時間 毎週月曜日から金曜日 9:00~18:00
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	町田市高齢者福祉課	電話番号 042-724-2146
	東京都国民健康保険団体連合会	電話番号 03-6238-0177

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめ

めご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の高齢者支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 正当な理由と判断した場合以外はご利用者からの特定の訪問介護員の指名ならびに変更はできません。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	東京都町田市南町田四丁目10番38号	
	事業者名	訪問介護事業所 みぎわホーム	
	管理者氏名	川島 政美	印
	説明者氏名		印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者	住所	
	氏名	印

家族	住所	
	氏名	印

署名代行者（又は法定代理人）

住所	
本人との続柄	
氏名	印